未来を育む学校再編
～令和９年４月、新しい学びが始まります～

問合せ　教育総務課☎(43)1111 内線 624

令和９年４月１日、幸手市で初めての義務教育学校「幸手市立東小中学校」を開校し、新たな学びの場を提供します。また、さかえ小学校と上高野小学校の統合により、新たな「幸手市立上高野小学校」も同日に開校します。これらの学校再編により、より良い教育環境を整えることを目指しています。

権現堂川小学校、吉田小学校、八代小学校、東中学校の４校を統合し、東中学校の校舎を活用した義務教育学校「幸手市立東小中学校」が開校します。この新しい学校は、９年間を通じた一貫教育を提供し、希望する児童生徒は市内全域から進学できます。

さかえ小学校を上高野小学校に統合し、新たな「幸手市立上高野小学校」が開校します。伝統を継承しつつ、さかえ小学校の特色を取り入れた教育を進めていきます。

◆義務教育学校とは

義務教育学校は、小学校と中学校の一貫教育を行う学校です。９年間を通じて、一貫した教育カリキュラムを提供し、基礎的な学力の定着や、児童・生徒の社会性の育成を図ります。

◆開校に向けた準備を進めています

保護者、通学区域の住民、学校運営協議会の委員、教職員の代表者で組織する準備委員会と、細部について専門的な検討を行う専門部会をそれぞれ設置し、開校までに必要な準備を順次、進めています。

総務部会	校名、校歌、校章、校旗、式典など
学校運営部会	教育課程、学校行事、学用品など
通学・ＰＴＡ部会	ＰＴＡ組織・規約、通学路、スクールバスなど

詳細は、市ホームページをご覧ください。

米百俵の精神で未来へ

人口戦略会議が昨年発表した地方自治体持続可能性分析レポートで、幸手市は消滅可能性自治体からの脱却を果たしましたが、全国的な人口減少や少子化の実情は依然として深刻な状況で、当市も同様です。

こうした状況の中、未来を担う子どもたちにより良い教育環境を提供するため、令和３年８月以降から教育審議会や教育委員会での審議を経て、学校再編に係る基本方針を策定し、昨年度から準備委員会等で具体的な議論を重ねてまいりました。

その結果、昨年12月の市議会で条例案が可決され、市内で初めての義務教育学校となる「幸手市立東小中学校」と、新たなスタートを切る「幸手市立上高野小学校」を、令和９年４月１日に開校することとなりました。

東中学校はこれまで、市東部にある公共施設として「地域の核」の役割を担ってきましたが、義務教育学校として開校した後もその役割を継続し、子どもたちが「学び・交流する」ことができる「魅力ある校舎」が必要です。

また、上高野小学校は昨年度、開校150年を迎えましたが、統合後も歴史と伝統を継承しつつ、さかえ小学校の特色を取り入れた新たな教育が必要です。

今後も開校に向けて「米百俵の精神(※)」を胸に、魅力ある教育環境の整備に努めてまいります。

※米百俵の精神とは、長岡藩の大参事だった小林虎三郎が、戊辰戦争後の財政難に陥った長岡藩に贈られた米百俵を、学校設立に充てたことに由来する教育第一主義のこと。

幸手市長　木村　純夫

第92回 幸手桜まつり
出店者募集

桜まつり開催期間に、権現堂桜堤特設テントで、市の物産品を販売する市内業者を募集します。

◆募集期間

２月３日(月) ～２月14日(金)

◆出店期間

３月26日(水) ～４月９日(水)　午前９時～午後４時

※希望日のみの出店も可／土曜・日曜日限定で委託販売も可。

◆対象

市内で製造加工または販売を行う事業所であることおよび観光協会会員

◆募集数

11店舗

◆出店料

通常販売：売上の10%（下限：10,000円）

委託販売：売上の15%（下限：10,000円）

◆販売品目

- お土産として持ち帰ることができるもの。
- 公序良俗に反していないもの。
- 加熱調理をしないもの。

◆販売品目数

- 品目数の指定はありませんが、販売スペースが限られています。(180cm × 45cmの長机１つ分)
- 物産品は桜まつり実行委員会にて協議の上、決定します。
- 新規の販売品目については、２月中旬に行う審査会で審査しますので、販売品目の写真をお持ちください。

◆申込み

申込書は商工観光課窓口で受取るか、または市役所および観光協会ホームページからダウンロードできます。申込書に必要事項を記入の上、２月14日(金)までに幸手市観光協会事務局窓口(幸手市役所商工観光課内)へ直接提出してください。

窓口受付時間　月曜日から金曜日の午前８時30分～午後５時15分(※土曜、日曜、祝日は除く。)

問合せ　幸手市観光協会事務局(商工観光課内)☎(43)1111　内線 593

４月１日に手数料の一部を改定します

公共施設の使用料や手数料については、今まで、経費削減に努めることで、市民のみなさんにできるだけ負担をおかけしないようにしてきました。しかしながら、近年の物価高騰などにより、コスト削減だけでは対応が難しいため、「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」に基づき、令和６年12月市議会定例会にて施設使用料・手数料の増額改定に関する条例案を提出し、審議をいただきました。採決の結果、手数料関係は可決、施設使用料関係は否決となりました。

そのため、手数料の一部につきまして、４月１日に金額を改定します。改定内容などの詳細は、各公共施設に掲示しているポスター・チラシや市ホームページをご覧ください。

なお、施設使用料につきましては、市議のみなさんからいただいた意見を踏まえ、再度内容を検討した上で、改めてみなさんにお知らせします。

問合せ　政策課☎(43)1111 内線 243

▲市ホームページ